学校教育における不就学と長期欠席問題 (第5報)

- 1980年代以降の長期欠席と不就学 -

保坂 亨* 重 歩美

千葉大学・教育学部

Out-of-school and long absence in school education (Fifth report)

— long absence and out-of-school since 1980s —

HOSAKA Toru* SHIGE Ayumi Faculty of Education, Chiba University, Japan

日本経済の高度成長の終焉とともに、学校に行くことが明日への幸せにつながるという見通しをもった保護者が子どもたちを学校に通わせる時代も終わりを迎え、1980年代以降学校批判の時代が始まった。それと並行して、これまで減少傾向にあった長期欠席は、1980年頃を境に増加に転じた。また、長期欠席の理由のうち「主として学校ぎらいによるものと思われる」とされたそれまでの「学校ぎらい」は病理としての「登校拒否」を経由し、長期欠席の全体像ではなく「学校ぎらい(不登校)」だけが注目を集めるようになっていった。本論では、長期欠席問題が注目された経緯を振り返り、それまで「心理的な理由」とされていた長期欠席のほかに、「怠学・非行など」による「脱落型不登校」、虐待等による不就学問題が生じていることを報告した。また、第3報でふれた夜間中学校のその後についても合わせて報告した。

キーワード: 不就学 (Out-of-school) 長期欠席 (Long absence)

前報告「学校教育における不就学と長期欠席(第4報)」において、1970年代は不就学と長期欠席への関心が薄れ、入れ替わって登校拒否への注目が始まった転換期であることが確認された(保坂他、2018)。そして、日本経済の高度成長の終焉とともに、学校に行くことが明日への幸せにつながるという見通しをもった保護者が子どもたちを学校に通わせる「学校の黄金時代(広田、1999)」も終わりを迎え、1980年代以降学校批判の時代が始まる。すでに「子どもたちの日常生活だけでなく、家族の価値観にも、『学校的価値』が浸透し、社会全体が学校化する」(堀尾、1997)=学校化社会が成立していた。例えば、高等学校の進学率は42.5%(1950年)から1970年には80%台、1974年には90%台に到達し、1980年代以降ほとんどの子どもたちが18歳まで学校教育の制度内で過ごすことになっていった。

一方で、こうした学校化社会の成立とともに学校における様々な問題行動が噴出し、第三の波と言われる非行問題、校内暴力、いじめといった事件がマスコミによって大きく報道されていく。本連載のテーマである長期欠席は、1950年代初めには中学校で3%、小学校でも1%以上あったが、第1報及び第2報で見てきたような様々な取り組みによって急減し、1970年には中学校で1%以下、小学校では0.5%以下になっていた。しかし、1980年頃を境に増加に転じ、そうした問題行動の一つ、ただし「登校拒否」、あるいは「不登校」として大きな注目

を集めていくことになる。

1 長期欠席と「不登校」

1951年度から始まった長期欠席児童生徒の全国調査は、1960年度から学校基本調査(国の指定統計第13号:1948年より開始)の中に取り入れられた。データとしては前年度、すなわち1959年度からになるが、1959~1962年度まではそれまであった長期欠席の理由別は掲載されていない。それが1963年度の調査から再び理由別(病気、経済的理由、その他)が登場し、このうち「その他」とは「主として学校ぎらいによるものと思われる」と記されている(1964年度学校基本調査、p26、p28)。さらに、1966年度の長期欠席調査からこの理由別に「学校ぎらい」が復活して今につながる4分類となり、一般にはここから「学校ぎらい」の全国調査が始まったとされる。

こうした調査とは別に、精神科医等の専門家によって1950-60年代頃にかけて病理としての「登校拒否」(注1)が発見され、1960年頃から急増して1960年代前半「第1次ベビーブーム」の頃に「第一波」、それ以後1968年頃から急増、さらに1975年頃から激増したと言われる(安藤、1978)。この「登校拒否」に対して文部省が具体的に取り組み始めたのが、前報告で転換期と捉えた1970年代であり、学校教育における不就学と長期欠席問題を考える際の新たな動向となった。具体的には、1971年に『生徒指導資料第7集:中学校におけるカウンセリングの考え方』が、中学校教員を対象に「生徒指導の手引き」として作成され、その中の「中学生の精神医学的な諸問題」として「登校拒否」が扱われた。これに続いて「登校拒

HOSAKA Toru hosaka@faculty.chiba-u.jp

^{*}連絡先著者:保坂 亨 hosaka@faculty.chiba-u.jp

^{*}Corresponding Author:

否」が主たる項目として登場する「生徒指導資料集」が1974年,1976年,1980年と作成されるようになり、それまでの長期欠席や不就学と入れ替わって「登校拒否」が生徒指導上のテーマとなっていく。

こうした新たな動向の中で文部省は1983年に、『生徒 指導研修資料第12集(生徒指導資料第18集)』を「登校 拒否問題を中心に」と題して発行する。この中で先に挙 げた学校基本調査における長期欠席のうちの「学校ぎら い」を「登校拒否にほぼ相当すると考えられる」とした が、この時点ではこれに続けて括弧書きで「『病気』の 項目にも一部含まれている」と附されていた。しかし、 その後は『生徒指導資料集第22集:登校拒否問題への取 り組みについて』(1997年)の中で、「文部省では、学校 基本調査において、昭和41(1966)年度から登校拒否児 童生徒として『学校ぎらい』を理由に50日以上欠席した 児童生徒を調査している」と明記したため、これ以降調 査上の「学校ぎらい」=「登校拒否」という図式が定着 していくことになる。さらに、この学校基本調査におけ る「学校ぎらい」の操作的定義が、「他に特別な理由は なく,心理的な理由から登校をきらって長期欠席した者」 となっていたため、「学校ぎらい」=「登校拒否」は「心 理的な理由」による長期欠席という見方が主流となって 671

しかし、欧米においては「学校恐怖症」が多く使われたのに対して、日本では「登校拒否」という名称の方が一般的に広まっていったことを想起しなければならない。これは「恐怖症」という精神病理学的なイメージを避け、一般的な不適応行動として捉えて関わっていこうとする風潮の表れだったとされる(鑪、1989)。その結果、興味深いことにもともと長期欠席の代表である怠学から分離・独立した一類型であったものが、日本においては「登校拒否」という上位概念が広がって「学校に行かない」という不適応行動を指すようになり、その中に怠学も含まれていくようになっていた。例えば、表1は教育関係者の間でよく使われた小泉(1973)によるものであるが、狭義の登校拒否として「神経症的登校拒否」(従来学校恐怖症とよばれたものを含む)が挙げられる一方で、広義の登校拒否の中に「怠学傾向」が位置づけられていた。

こうした中で、1980年代以降、「臨床単位ではなく、さまざまな精神障害の経過中に現れる症状ないし症候群」(稲村、1994)であるとして「登校拒否」と並んで「不登校」が使われるようになる。そして、文部省も「学校不適応対策調査研究協力者会議」の『中間まとめ』

(1990)で初めて「登校拒否(不登校)」という表記を使い、1999年(データとしては1998年度)から学校基本調査の理由分類「学校ぎらい」を「不登校」に変更するに至る。なお、この「不登校」の操作的定義は、「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状態にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」とされた。また、この50日以上の調査に加え、1991年度から8年間は30日以上と50日以上の2本立てで調査されることとなり、1999年度(データとしては1998年度)から30日以上に統一されて現在に至っている(注2)。

図1-a・bに示した通り、長期欠席にしても、そのうちの「学校ぎらい(不登校)」にしても、1980年以降は増加の一途を辿ることになる。この増加を受けて、1985年から文部省は、『児童生徒の問題行動の実態と文部省の施策について』(注3)の中で、長期欠席の一分類であるこの「学校ぎらい=登校拒否」だけを取り上げて「学校別・性別・態様別」等といった詳細な調査を行った上で学校での措置や指導について分析するようになる。さらにこの分析は、年を追うごとに詳しくなっていき、調査項目に「適応指導教室」(1991年)、「指導要録上の出席」(1992年)、「前年度からの継続状態」(1993年)等が加わっていった(保坂、2000)。その結果、長期欠席の全体像は後衛へと退き、入れ替わって「学校ぎらい(不登校)」だけが注目を集めることとなっていく。

そして、文部省が設置した学校不適応対策調査研究協力者会議の報告書『登校拒否(不登校)問題について:児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して』(1992)が、「登校拒否(不登校)」を「どの子にも起こりうるものである」という考えを打ち出して、それまでの「登校拒否

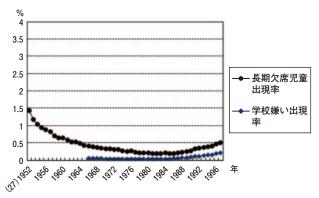
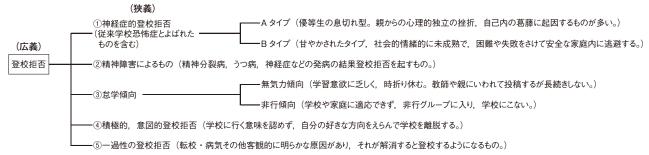


図 1 - a 小学生の長欠率(1952-98年度)

表 1



小泉(1973)より転載

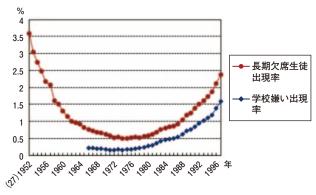


図1-b 中学生の長欠率(1952-98年度)

保坂(2000)『学校を欠席する子どもたち―長期欠席・不登校から学校教育を考える』

保坂 (2014) 『青少年問題 61 (春季)』

(不登校)」についての捉え方や対応を大きく転換させた。

2 「脱落型不登校」の発見

保坂(2000)は、1989-97年度にかけてある市の全小 中学校を対象に、学校基本調査の元になる月例の長期欠 席児童生徒報告書(学級担任による指導記録)を詳細に 分析した。その結果,「病気」,「経済的理由」,「その他」 として分類されている長期欠席者の中にも「学校ぎら い(不登校)」とみられる事例が多数あることを見出し、 「学校ぎらい(不登校)」だけを捉えることは不適切であ り、「長期欠席全体の方が不登校の実態に近い」ことを 指摘した。これを受けて山本(2008)は、各類型におけ る都道府県の出現率の差を統計的に分析し, 本来地域差 が生じにくいはずの「病気」に大きな差があることを見 出し、「公衆衛生上の較差では説明できない」ことを明 らかにした。また、「病気」及び「その他」の出現率が きわめて高い府県(前者では千葉と愛媛、後者では大阪 と奈良)があって、「都道府県のあいだで分類の基準が 著しく異なっている可能性が強く示唆される」と指摘し た。そして、「『不登校』公式統計は不登校現象の『実態』 を表す指標として妥当性を欠いている」ため、その指標 として「長期欠席統計を採用することを推奨する」と結 論づけている。

さらに、保坂(2000)は、実態が曖昧となってしまった 長期欠席(不登校)の大多数を占める2つのタイプとして「神経症的不登校」と「脱落型不登校」を提唱した(注4)。 「神経症型不登校」は、従来からの狭義の「登校拒否」であり、登校しようとしても心理的な理由から登校できないという葛藤状況にあるのが特徴であるのに対して、「脱落型不登校」は、怠学(学力不振)も含んで広く学校文化からの脱落(ドロップアウト)という側面を特徴とする。また、この「脱落型不登校」ついて、学校に行くための前提とも言うべき家庭環境が整っていない場合もあり、その中には家庭の養育能力欠如という点で虐待(ネグレクト)と水面下でつながっている危険性を指摘した。ここで重要な視点としては、この「脱落型不登校」が本連載で注目してきた1950年代からの長期欠席及び不就学とつながる存在であるということだろう。

実際、先にあげた文部省調査『児童生徒の問題行動の 実態と文部省の施策について』の態様別(1986・1987年 度データ)を見ても、「不安を中心にした情緒的な混乱 によって登校しない、神経症的な拒否の型」(=「神経 症的不登校」) は小学校で約1/3, 中学校で1/4程度 であるのに対して、「怠学すなわちいわゆるずる休みに よる拒否で、非行に結びつきやすい型」(=「脱落型不 登校」) は小学校で約4割, 中学校では半数以上を占め る。それにもかかわらず、教育関係者の間でも、一般に も,不登校は「神経症型不登校」だけのイメージで語ら れていくようになる。これを「かなり奇妙なこと」と指 摘した小玉 (2010) は、1990年代が「『心の教育』、『心 の居場所』、『生きる力』などが教育政策上のキーワード になった時代」であり、「こうした『心』を重視する政 策の広がり」の影響をあげる。上記1に述べた通り、文 部省が設置した学校不適応対策調査研究協力者会議の報 告書のタイトルが、『登校拒否(不登校)問題について: 児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して』(1992) であることが象徴的と言えよう。まさに伊藤(2007)が 指摘するように、1990年代に問題行動は「心の中で起こ る」、「問題は心の中にこそある」といった理解が一般化 していったと考えられる。

しかし、1997年少年法改正の契機となった神戸連続児童殺傷事件 (注5) を受けて大阪府教育委員会が小中学校の長期欠席の実態調査を行ったところ、保護者が行動を把握できず、学校も連絡が取れない児童生徒が112人いることが明らかになっている。当然、これらの児童生徒の欠席理由は「怠学・非行など」であることから、「脱落型不登校」と考えられる。(なお後述するように、こうした事件を契機とする調査は、これ以降全国的に実施されるようになるのだが、ここでも大阪の先進性が確認できる。)

こうした中での保坂の「脱落型不登校」の提唱であったが、「学校ぎらい(不登校)」=「登校拒否」は「心理的な理由」による長期欠席という一般に広がった見方を覆すには至らなかった。

3 新たな不就学問題

1988年7月、後に「巣鴨子供置き去り事件」と呼ばれ、映画化(「誰も知らない」是枝裕和監督:2004年)までされる事件が明るみに出る。この事件で母親(40歳)によって置き去りにされた子どもたちは、1973-1986年頃に生まれた「無戸籍」の状態であり、2歳の妹(三女)を折檻死させてしまった兄(14歳)と、その妹である長女(7歳)は戸籍がないゆえに学校教育も受けていない不就学の子どもたちであった。当然、「無戸籍」ゆえに文部省・学校基本調査の「不就学」調査においては捉えられていないことになる。

事件の概要は以下の通りである^(注6)。東京都豊島区西 巣鴨のマンションに長男とその妹3人が母親によって置 き去りにされ、子どもたちだけで暮らしていることを 知った大家が警察に通報。子どもたちは、それまで母親 が子どもの数を偽って部屋を借りていたため、外出する ことも禁止されていた。警察が乗り出したことによっ て、2歳の妹が長男とその友人によって折檻されて死亡し、遺体は雑木林に捨てられていたことが発覚。長女と次女(3歳)は栄養失調の状態で保護されて入院となり、母親は保護者遺棄・致傷で逮捕・起訴された。長男は東京家庭裁判所に送致されたが、「養護施設送致」という少年審判では異例の寛大な処分となった。また、東京都児童センターに保護された妹二人も別な養護施設に保護された。

この事件は当初からマスコミによって大々的に報道されて注目を集めたが、それは少年事件、つまり未成年者による殺人事件としてである。当然、母親の責任を追及する声もあったものの、児童虐待(ネグレクト)という認識が、当時一般にはもちろんのこと、専門家の間ですら欠けていたことに驚く。さらには、それ以上にこの子どもたちが、出生届が出ていないために戸籍すらない「無戸籍」であったことは、全くといっていいほど触れられていない。本連載第1報(保坂他、2015)で述べた通り、その後ようやくごく最近になって「行方不明の子どもたち」が取り上げられる中で、この「無戸籍」者の存在が認識されて、法務省による実態調査が行われたことになる(注7)。

自らの子どもが無戸籍になった井戸(2015)は、その 著『無戸籍の日本人』の冒頭でこの事件の子どもたちを 取り上げているが、こうした「無戸籍」が生まれる理由 を5つあげている。その第一が、「民法722条」の嫡出推 定,いわゆる「離婚後300日問題」(注8)などの法律が壁 になっているケースである。つまり、「離婚後、もしく は婚姻中に妊娠・出産した子どもが、法律的に推定され る父の子となるのを避けるために、出生届を出さない場 合。その背景には、前夫によるDVなどの問題で、離婚 がしにくい事情があることが多い。」このような形での 無戸籍児は、病院で出産する数が自宅で出産する数を逆 転する1965年以前にはほとんどいなかったと井戸(2015) は推定している。裁判記録によれば、子どもが「300日 規定」にかかると思ったら母親が助産師(産婆さん)に 相談して誕生日を何ヶ月もずらしていたことがわかると いう。しかし、こうしたが方法が取れなくなったことに よって無戸籍児が数多く誕生することとなった。

また、その二が「親の住居が定まらない、貧困などの 事情により、出産しても出生届を出すことにまで意識が 至らないか、意図的に登録を避けるケース」で、「ほと んどが自宅出産で援助者もなく、養育環境も整っていな い。日常的に児童虐待が行われていることもある」と指 摘する。これについては2010年に事件化して明らかに なった事例として次のようなものがある。2006年に埼玉 県鳩ケ谷市で二十歳の男が未成年略取等で逮捕されたが. 20年間戸籍がなく、学校教育も受けていないことが判明 する。1986年に生まれたとされるが、親が生活苦から出 生届けを出さなかったと言う。裁判における弁護人の 「裁かれるべきは遺憾ながら被告の両親だ」という発言 には誰しもが同意しよう。一方で、近所の人の発言とし て「この辺は近所付き合いが薄い。学校に行っていない と、近所で話が出たことはあるが、名前も知らない」と 報じられている^(注9)。

貧困という視点からは、1986-92年まで群馬県前橋市

に設置された『天使の宿』や、2007年度から運用されている熊本市の『赤ちゃんポスト』(注10) が挙げられよう。実際、1980年代以降も、こうした置き去りを含む捨て子や、戸籍がない子どもの存在がめずらしいことではなかったことが報道等から確認できる。それによれば1987年度に生まれて何年もたってから出生届が出された事件が1,158件あったという(注11)。また、『児童福祉年報1984、85年版』(全国福祉協議会、1985) によれば、「離婚又は死別によって父子、母子家庭になってから置去りにされた児童」は1,677人、養護施設児童の人権侵害状況調査によれば「就籍されないまま入所した児童」は146人と報告されている。つまり、貧困などの事情により捨て子や、出生届が出されないまま無戸籍になってしまう子どもたちが一定数存在していたのである。

やがて1989年に行われた大阪児童虐待調査研究会や全国児童相談所長会調査を受けて、厚生省は1990年から児童相談所で扱う児童虐待ケースの統計を取り始める。それが増加を辿る一途の中で、日本社会もこの児童虐待問題に目を向けることになる。実際、1980年代以降家庭での養育が困難なため保護を必要とする「要保護児童」は増加しており、乳児院・児童養護施設のいずれにおいても、その在籍児数は1995年以降増加に転じている。

これまでの本連載でわかるように、戦後の日本でも、 1960年代頃までは貧困ゆえの長期欠席と不就学は連続し て捉えられていた。それゆえに戸籍の無い子どもたちも 学校教育の視野に入っていて、そうした子どもたちが発 見されると「就籍」という手続きが取られていた。しか し、本連載第4報で詳述したように、主としてそうした 対策を担っていた大阪・西成地区 (1962-84年). 東京・ 山谷地区 (1963-74年), 横浜・寿町地区 (1964-67年) に設置された学校(学級)が次々と閉鎖されたことに よって、おそらく「無戸籍」という問題自体が忘れ去ら れていったのであろう。このうち大阪市立萩之茶屋小学 校、同今宮中学校分校あいりん学園(特殊学級)の『入 学許可基準』は、「本校の児童生徒は、いわゆる釜ヶ崎 地区に住む学齢期の子どもで,不就学になった者である」 となっており、具体的には「戸籍のない者、住民登録を していない者」が挙げられている(小柳, 1978)。

ところが、実際は貧困や「離婚後300日問題」によって「無戸籍」の子どもたちは存在し続け、気がつかないところで新たな不就学問題が生じていたのである。

4 夜間中学校その後

本連載第3報(保坂他, 2017)でふれた夜間中学校の その後(1970年代以降)について,大多和(2017)の労 作『戦後夜間中学校の歴史』に基づいてここで補足して おきたい。

戦後開設された夜間中学校は、1950年代の半ばに学校数・生徒数ともにピーク(1955年81校の在籍者数約5,000人)を迎えるが、その後減少に転じ、1960年代後半から1970年代前半にかけて最も減少する。しかし、その後は再び学校数・生徒数ともに増え続け、1980年代になると学校数は30-35校、生徒数は2,000-3,000人前後で落ち着くことになる。大多和(2017)によれば、この

間(1960-1980年代)に夜間中学校は大きな変貌を遂げ、 「入学者が学齢生徒から義務教育未修了者の学齢超過者 へと移行し」、「行政側の政策の面からも学齢超過者を対 象とする教育機関へ変容した」とされる。

もともと夜間中学校は、学校教育制度上は学校教育施 行令第25条第5号を根拠とする二部授業として位置付け られ、正式には「夜間学級」と呼称されてきた。開設当 初から、学齢期の生徒が対象とされたが、本連載第1報 及び第2報で詳述したように、当時多数存在した学齢期 に学校に通うことができなかった15歳以上の人々(つま り義務教育未修了者)も受け入れていた。1970年代には この夜間中学校の入学資格をめぐって、中学校の卒業資 格はもつものの、長期欠席で実質的に中学校卒業程度の 学力に達していない「形式卒業者」の入学が問題化する。 本連載第3報で述べた1970年全国夜間中学校研究大会 (大阪) でのエピソード(注12) がその代表であろう。これ について大多和(2017)は、歴史的経緯を詳細に分析し て「1980年代後半まで学齢生徒の在籍はあったものの、 行政側の政策として夜間中学校の対象者を学齢超過者に 限定した意味は大きい」と指摘する。すなわち、それま で文部省は、夜間中学校に対して消極的対応(法制度的 に正規に認めることは困難だが、趣旨については一応認 められる) であったが、対象者を学齢超過者に限定する ことによってその役割を認める方向に転換したのである。 そして、ここには国が公式に認めた実質的な不就学者= 義務教育未修了者の学齢超過者が存在していた。

最後に本連載第3報でもふれたが、先頃文部科学省が 出した「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を 希望した場合の対応に関する考え方について (通知)」 (2015年7月)がいかに画期的であるかを強調しておき たい。そこには次のように記されているのである。「従 来文部科学省では、義務教育諸学校に就学すべき年齢を 超えた者の中学校への受入れについては、ホームページ 等において『中学校を卒業していない場合は就学を許可 して差し支えない』との考え方を示してきましたが、一 度中学校を卒業した者が再入学を希望した場合の考え方 については明確に示していなかったところです。このよ うな状況の中、様々な事情からほとんど学校に通えず、 実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等に より中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直 すことを希望する者(以下『入学希望既卒者』という。) が、中学校夜間学級(以下『夜間中学』という。)に入 学を希望しても、一度中学校を卒業したことを理由に基 本的に入学を許されていないという実態が生じていま す。」そして、無戸籍など不就学や不登校問題をふまえて、 「入学希望既卒者については、義務教育を受ける機会を 実質的に確保する観点から、一定の要件の下、夜間中学 での受入れを可能とすることが適当」とした。

注

1)登校拒否(不登校)は、学校教育が開始されてからの意学研究の中で、従来の意学とは違った神経症的症状を持つものがいるとの指摘から始まった。つまり、学校教育が問題とした長期欠席の代表である意学

- から分離・独立した一類型として認められることから スタートした。日本においては、初めて佐藤(1959) が「神経症的登校拒否」という名称で研究報告を行い, 続いて鷲見ら(1960)が「学校恐怖症」という名称で 研究報告をしている。また、高木ら(1959)の長期欠 席の精神医学的調査報告でも「学校恐怖症」に一致す るものが記載されている。一方、厚生省児童局監修の 『児童のケースワーク事例集』(1949年創刊)の1957年 版にも宮城県からの「登校拒否」とみられる事例報告 があり、以降毎年数例報告が続く(保坂、2000)。また、 朝倉(1995)によれば、この「登校拒否」についての 新聞報道で最も古いものに属するのが、朝日新聞「登 校拒否児 全国的に増える傾向 市川には"病院学校" 誕生(1965年6月11日付け)」と日本経済新聞「増え てきた学校恐怖症(同9月2日付け)」であるという。 また、雑誌では『朝日ジャーナル』の「文化ジャーナ ル 増えてきた登校拒否」(1966年6月12日号) が最 も古い記事とされる。
- 2) 出席に目を転じれば、1992年度9月から月1回の土曜日の休みが導入され、3年後の1995年度4月から月2回、そして10年後の2002年度4月から学校5日制が完全実施となった。つまり、この10年間で学校に行くべき日数は、およそ240日から200日へと40日も減ったことになる。240日のうちの30日以上の欠席と、200日のうちの30日以上の欠席をまったく同じに扱うことはできないだろう。こうした出席すべき日数や、長期欠席・不登校の定義(欠席日数)が変化してきた経緯から言えば、長期欠席・不登校が以前と比べて増えた(あるいは減った)という単純な比較をすることはできないことになる。
- 3) この名称は1991年から『生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について』に、また1999年から『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』に変更された。さらに、2015(平成27)年度調査からその中で、学校基本調査の理由別長期欠席調査を含めて「小学校及び中学校における長期欠席(不登校等)の状況等」と統一されて発表されている。なお、この『問題行動調査(略称)』には2004(平成16)年度から高等学校の長期欠席調査が掲載されていたが、この統一に合わせて「高等学校における長期欠席(不登校等)の状況等」と変更された。
- 4)数は少ないが、もう一つのタイプが「積極的・意図的不登校」=「スポーツや芸能活動など学校以外で自分のやりたいことを見つけて、それを優先する(つまりは学校を欠席する)子どもたち」である。1999年には、青森県十和田市の一家(夫婦と小学生の子ども二人)が2年がかりでユーラシア大陸横断のため中国上海に出発した記事が掲載され、続報で二人の小学生は、日本の小学校を休学して、旅先で地元の小学校に通っていると報じられた(朝日新聞1999年4月20日、10月6日付け記事)。この1990年代は、学校を休ませて家族旅行することがマスコミ等で話題となった。家族旅行のために子供の学校を休ませる親が増え、学校側では黙認している現状が指摘されている(保坂、2009)。実際、長岡(1990)の調査でも、「旅行」を理由とし

た欠席が45日あることが明らかになっている。

- 5) 1997年5月,神戸市内の中学校正門前で行方不明だった男児(小6)の切断された頭部が発見され,口には「さあ,ゲームの始まりです」という言葉で始まる挑戦状がくわえさせてあった。さらに「酒鬼薔薇聖斗」の名前でマスコミに犯行声明文が届き,「透明な存在であるボクを作り出した義務教育と,義務教育を生み出した社会社会への復讐も忘れてはならない」などとあった。犯人は中3男子(14歳)と判明,さらにこれ以前に少女たちへの暴行(一人は死亡)も行っていた。神戸家庭裁判所は精神鑑定を行って医療少年院への送致を言い渡した。この事件は,少年法の改正等をめぐって様々な議論を巻き起こした(事件・犯罪研究会,2002)。
- 6) 兼松他 (1989), 井戸 (2015), AERA (1988年10月 18日)「ルポ置き去り時代」をもとに引用者が摘記した。
- 7) 2014年9月から2017年3月の調査で法務省は無戸籍 者1,305人を把握したが、戸籍取得に至ったのは半数 以下の603人にとどまった。無戸籍者は出生届が出さ れていないため具体数の把握は困難で、潜在的な人 数は更に多いとみられる。さらに、法務省は今春、戸 籍取得のための情報を記載したリーフレットを作製 し,全国の産婦人科や保健所などを通じて配布を始め た。これを受けて各地の法務局は自治体の戸籍窓口を 通じて無戸籍者の情報集約をしており、戸籍作成の案 内や、裁判手続きが必要な場合には日本司法支援セン ター(法テラス)と連携して、戸籍取得を支援してい る。また、文部科学省も、小学校未修了者でも「特別 な事情」がある場合は中学入学を認めるよう都道府県 教委など関係先に通知したが、この「特別な事情」の 例として無戸籍を挙げている。無戸籍の人たちを支援 する「民法772条による無戸籍児家族の会」の井戸正 枝代表は「無戸籍で学校に通えないとあきらめた人が、 学歴がないために仕事が見つからないなどと相談して くるケースはあり、地域の中学校への入学が認められ ればその後の選択肢が広がる」と評価した(毎日新聞 2017年4月3日, 6月17日付け記事)。
- 8)「300日規定」とは、離婚後300日以内に生まれた子 どもは前夫の子と推定する民法772条2項を指す。 民法772条(嫡出の推定)
 - 1. 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。
 - 2. 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は解消若しくは取り消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

この規定は明治民法下で作られたものであるが、離婚と再婚が増えた現代社会で見直しが必要となっている。2007年の法務省調査で、女性が離婚後300日以内に出産した子どもは年間3,000人近く存在することが明らかになった。マスコミが大きく報じたこともあって、国会審議でも取り上げられが民法改正には至らなかった(坂本洋子、2008)。その後、平成28年6月1日、民法の一部を改正する法律が成立し、女性の再婚禁止期間が6か月から100日に短縮された(同月7日公布・施行)。これによって女性が前婚の解消若しくは取消しの時に懐胎(妊娠)していなかった場合又は

- 女性が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合 には再婚禁止期間の規定を適用しないこととなった。
- 9) 朝日新聞2007年1月31日/2月6日/3月14日/3 月28日記事「20年無戸籍, 窃盗罪の男」。また, 保坂 (2010) 参照。
- 10) 親が育てられない子どもを匿名で預かる慈恵病院 (熊本市)の「こうのとりのゆりかご」(赤ちゃんポスト) は,2007年5月に開設された。それから10年で130人 の子どもたちが預けられた(朝日新聞2017年5月9日, 27日,29日付け記事等)。
- 11) AERA (1988年10月18日)「ルポ置き去り時代」。
- 12) 大阪市教育委員会が「形式卒業生オール1」(20歳) に対して当初夜間中学入学を拒否したことをめぐって 抗議が始まり、大会2日目には「入学を認めざるを得なかった」という(小柳、1978)。

文 献

安藤正博 (1978)「登校拒否・怠学と非行」ケース研究 No. 163, pp70-163

朝倉景樹(1995)『登校拒否のエスのグラフィー』彩流社 羽間京子・保坂亨・小木曽宏(2011)「接触困難な長期 欠席児童生徒(および保護者)に学校教職員はどのよ うなアプローチが可能か:法的規定をめぐる整理」千 葉大学教育学部紀要59. pp13-19

広田照幸(1999)「学校と家族の関係史:葛藤論的視点 から」渡辺秀樹(編)『変容する家族と子ども』教育 出版

保坂亨 (2000) 『学校を欠席する子どもたち:長期欠席・ 不登校から学校教育を考える』 東京大学出版会

保坂亨 (2009)「"学校を休む"児童生徒の欠席と教員の 休職」学事出版

保坂亨(2007)『日本の子ども虐待』福村出版

保坂亨(2010)『今, 思春期を問い直す:グレーゾーン にたつ子どもたち』東京大学出版会

保坂亨・重栖聡司・土屋玲子(2015)「学校教育における不就学と長期欠席問題(第1報):戦後混乱期の学校における不就学と長期欠席」千葉大学教育学部附属教員養成開発センター紀要「教育実践研究」18,pp1-10

保坂亨・重歩美・土屋玲子 (2017)「学校教育における不 就学と長期欠席問題 (第2報): 不就学と長期欠席へ の対策が始まる (1950年代)」千葉大学教育学部紀要

保坂亨・土屋玲子・重歩美 (2017)「学校教育における 不就学と長期欠席問題 (第3報):1960年代の不就学 と長期欠席への対策」千葉大学教育学部附属教員養成 開発センター紀要「教育実践研究」19, pp1-10

保坂亨・重歩美・土屋玲子 (2018)「学校教育における 不就学と長期欠席問題 (第4報):1970年代」千葉大 学教育学部紀要

堀尾輝久(1997)『現代社会と教育』岩波新書 井戸まさえ(2015)『無戸籍の日本人』集英社 伊藤茂樹(2007)『いじめ・不登校』日本図書センター 事件・犯罪研究会編(2002)『明治・大正・昭和・平成 事件・犯罪大辞典』東京法経学院

学校教育における不就学と長期欠席問題 (第5報)

- 小玉亮子 (2010)「『どの子にも起こりうるもの』として の不登校」広井田鶴子・小玉亮子 (編)『現代の親子問 題:なぜ親と子が「問題」なのか』日本図書センター 小泉英二 (1973) 『登校拒否』学事出版
- 小柳伸顕(1978)『教育以前:あいりん小中学校物語』 田畑書店
- 長岡利貞(1990)『欠席の研究』ほんの森出版
- 大多和雅絵(2017)『戦後夜間中学校の歴史:学齢超過 者の教育を受ける権利をめぐって』六花出版
- 坂本洋子(2008)『法に退けられる子どもたち』岩波ブックレット

- 佐藤修策(1959)「神経症的登校拒否行動の研究」岡山県中央児童相談所紀要 4, pp1-15
- 高木隆郎他(1959)「長欠児の精神医学的実態調査」精神医学 1 (6), pp33-43
- 土屋敦 (2014) 『はじき出された子どもたち:社会的養護と「家庭」概念の歴史社会学』 勁草書房
- 山本宏樹 (2008)「不登校公式統計をめぐる問題」教育 社会学研究第83集,pp129-148
- 鷲見たえ子・玉井収介・小林育子 (1960)「学校恐怖症 の研究」精神衛生研究 8, pp27-56